

競争参加者の資格の基本となるべき事項について

予算決算及び会計令第七十二条第一項及び第九十五条第一項の規定に基づき、次のように定める。
標記については、別紙のとおり定める。

なお、これに伴い、平成一〇年一月三〇日付け建設省会発第六四〇号「一般競争参加資格及び指名競争参加資格の基本となるべき事項について」は、平成一二年度末をもって廃止する。

別紙

1 工事契約についての資格
(資格区分)

(1) 一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格は、工事の種別毎の予定価格の金額に応じ、二等級から四等級に区分して定める。ただし、競争に参加しようとする者の数が少ない種別については、等級の区分を行わないことができる。

(資格審査項目)

(2) 前項の資格についての審査は、客観的事項(建設業法(昭和二十四年法律第一〇〇号)第二十七条の二三第三項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目)及び主観的事項等について行う。

(資格区分の決定)

(3) 一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格区分は、資格審査の項目により決定する。

2 物品の製造契約についての資格
(資格区分)

(1) 一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格は、製造の予定価格の金額等に応じ、四等級に区分して定める。

(資格審査項目)

(2) 前項の資格についての審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 審査基準日の直前二年の営業年度における生産高について算出した年間平均生産高
イ 経営規模

(ア) 直前決算における自己資本額(法人にあつては、資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額を、個人にあつては純資本の金額をいう。以下同じ)

(イ) 直前決算における機械設備等の価額の合計額

ウ 経営比率

直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。以下同じ)

エ 審査基準日までの営業年数

(資格区分の決定)

(3) 一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格区分は、資格審査の項目により決定する。

3 物品の買入れ及び役務の提供等の契約についての資格
(資格区分)

(1) 一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格は、買入れ及び役務の提供等の予定価格の金額等に応じ、四等級に区分して定める。

(資格審査項目)

(2) 前項の資格についての審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 審査基準日の直前二年の営業年度における販売高について算出した年間平均販売高
イ 経営規模

直前決算における自己資本額

ウ 経営比率

直前決算における流動比率

エ 審査基準日までの営業年数

(資格区分の決定)

(3) 一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格区分は、資格審査の項目により決定する。

4 物品の買受け契約についての資格
(資格区分)

(1) 一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格は、買受けの予定価格の金額に応じ、三等級に区分して定める。

(資格審査項目)

(2) 前項の資格についての審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 審査基準日の直前二年の営業年度における販売高について算出した年間平均販売高
イ 経営規模

直前決算における自己資本額

ウ 経営比率

直前決算における流動比率

エ 審査基準日までの営業年数

(資格区分の決定)

(3) 一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格区分は、資格審査の項目により決定する。

5 測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の契約についての資格
(資格区分)

(1) 一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格は、業種毎の予定価格の金額に応じ等級の区分を定める。ただし、競争に参加する者が少ない業種については、等級の区分を行わないことができる。

(資格審査項目)

(2) 前項の資格についての審査は、次に掲げる項目等について行う。

ア 審査基準日の直前二年の事業年度における業種毎の年間平均実績高
イ 直前決算における自己資本額
ウ 審査基準日までの営業年数

(資格区分の決定)

(3) 一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格区分は、資格審査の項目により決定する。